

令和7年度 第1回都道府県医師会長会議

会長 田名 毅



令和7年度 第1回都道府県医師会長会議

日時：令和7年5月20日（火）
午後2時20分～4時10分
場所：日本医師会館 大講堂

次 第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 協 議
テーマ：「地域医療構想について」
 - ① Dグループによる討議
進行：加納康至大阪府医師会長
 - ② 全体討議
 - ③ 同テーマについて事前に寄せられた都道府県医師会からの質問に日本医師会執行部が答弁
4. 報 告（日本医師会からの中央情勢報告等）
 - ① 令和7年 診療所の緊急経営調査について
 - ② ベースアップ評価料について
 - ③ 日本医師会会費減免対象者の拡大について
 - ④ 外部理事・外部監事の選任について
 - ⑤ 難病こども支援「万博おでかけプロジェクト」について
5. そ の 他
6. 閉 会

去る5月20日（火）日本医師会大講堂にて開催された会長会議の概要を報告する。

議 事 テーマ：「地域医療構想について」

Dグループに所属する7医師会（北海道、千葉県、石川県、静岡県、大阪府、鳥取県、長崎県）から事前に提出された意見を基に、加納康至大阪府医師会長進行のもと、以下のとおりグループ討議が行われた。

北海道医師会は、人口10万人あたりの医師

数が全国平均を下回ることや、二次医療圏における極端な格差があるなど、深刻な医師偏在の状況について説明があった。

千葉県医師会は、地域医療構想調整会議が始まって10年間で医療環境が変化（国立病院の一部再編や民間病院での急性期病棟から慢性期病棟・高齢者施設への転換など）し、調整会議で将来像を想定できることは病院経営の方向性に役立っている旨報告があった。

石川県医師会では、震災後の公立病院4施設の病床稼働率が低く、さらに物価高騰による経営悪化に直面していることを受けて、それぞれの病院はサテライト化され、新たな中核病院を建設することが決定された等の現状を説明した。

静岡県医師会は、今後さらに進む高齢化により医療・介護関係者の負担や経費増加が見込まれ、それを診療報酬で補えるか国の対応に不安があり、財源確保を含め2040年の地域医療提供体制をどのように描いていくのか日医に問いかけた。

大阪府医師会は、全病院を対象とした病院プラン提出により、診療実態に基づく機能転換の議論を進めており、地域医療構想調整会議の役割が今後さらに重要になると考えていると説明があった。また、持続可能な医療提供体制の確保に向け、骨太の方針2025に現場の声が反映されるよう日医に要望を行った。

鳥取県医師会は、医療需要の減少に対応するため、病床数と病床機能の見直し、介護分野との連携、医師の高齢化と若手不足等の課題を挙げ、国の「医師多数県」とする認識の見直しを求めた。さらに、赤字病院の増加により医療体制の再編には限界があり、経営の安定化が急務であることを訴えた。

長崎県医師会は、情報共有のツールとして活用している地域医療情報ネットワーク「あじさいネット」が全国ネットワークへの統合や行政支援の縮小により存続の危機にあり、基金活用の拡大を国に要望していることや、離島が多い地域特性から、モバイルクリニックの実施実験や薬の配送にドローンを活用する等の取り組みを紹介した。

全体討議の後、事前に寄せられた日医執行部への質問に対し、江澤常任理事と今村常任理事より一括して答弁が行われた。

※ D グループ提案内容と全体討議内容、日医執行部質問内容は以下をご参考ください

<https://www.okinawa.med.or.jp/medical/kaihou/houkoku/202303-2/>



最後に中央情勢に関する報告として、①令和7年診療所の緊急経営調査について、②ベースアップ評価料について、③日本医師会会費減免対象者の拡大について、④外部理事・外部監事の選任について、⑤難病こども支援「万博プロジェクト」について、各担当の常任理事より説明が述べられた。



お知らせ

沖縄県医師会会費減免制度について(ご案内)

本会では高齢・疾病・出産育児等の事由による会費減免制度を設けております。下記減免手続き等、詳細については本会事務局までお問い合わせください。

減免事由	疾 病	出産・育児	卒後5年間	高 齢
対象者	傷病等により医療機関を1か月以上にわたって閉鎖若しくは診療に従事しない会員	出産された(これから出産予定の)女性会員で、出産・育児休業取得者(日医は休業取得・未取得は問わない)	すべての会員	年齢が満77歳に到達した会員
減免期間	閉鎖若しくは診療に従事しなくなった翌月から再開若しくは再従事するに至った月まで。その期間に応じ、月割計算の方法によって算出した額が免除となる	出産した日の属する年度の翌年度1年間 例: 令和7年4月1日に出産した場合→令和8年度が減免	医学部卒業後の5年間(年度単位)	年齢が満77歳に到達した翌月から免除。但し、2名以上の医師がいる施設においては、1名はA会員の会費を納入する
申 請	必 要	必 要	必 要	不 要
添付書類	診断書	母子手帳の写	不 要	不 要

※本減免制度の利用を希望する場合は、当該年度の1月末までに申請ください。

【問合せ先】 沖縄県医師会 経理課 TEL : 098-888-0087